

2021年10月22日

各市町村長 様
各市町村議会議員 様

(陳情団体) 愛知自治体キャラバン実行委員会
代表者 森谷 光夫
名古屋市熱田区沢下町9-7
労働会館東館3階301号

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書

【趣旨】

新型コロナウイルスによる未曾有のパンデミックの中で、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が発令され、国民は感染への不安、経済的困窮、行動の制約と自粛を求められ、不自由な日々を過ごしています。

相談支援活動は全国各地で、愛知でも行われました。生活困窮の広がりや医療体制の崩壊など、国民生活が窮地に陥っている事例が多数可視化され、緊急の対応が求められました。

パンデミックは、新自由主義の下で、格差と貧困の拡大、医療や社会保障制度の弱体化、脆弱化の実態を鮮明にしました。世界的に社会の在り方が問い直されており、日本でもコロナ後の社会について、自己責任を押し付ける社会ではなく、地域でつながって住み続けられる社会づくりへの模索がすすめられています。コロナ危機に対応する国の財源を大企業や富裕層に応分の負担を求める動きが各国で広がりつつあります。

政府は、消費税を財源にする病床削減推進法、高齢者の医療費窓口負担2倍化法の強行成立等、医療をはじめとした社会保障抑制策を財界・大企業の欲求そのままの暴走を加速してきました。国民のいのちと暮らし最優先へ政治の転換が求められています。

42年間のキャラバン要請行動の中で、住民の暮らしを守り改善する要求を掲げ、地域住民の命と暮らしを守る自治体として役割発揮をお願いし、自治体での具体化と国への要望提出等ご協力をいただきました。ひきつづき住民の命と暮らしを守るため、以下の要望事項について、実現いただきますよう要請します。

【陳情項目】 —★印が懇談の重点項目です—

【1】県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。

1、安心できる介護保障について

★(1)介護保険料・利用料など

- ①第9期介護保険事業計画を待たずに、介護保険料を引き下げてください。また、保険料段階を多段階に設定し、低所得段階の倍率を低く抑え、応能負担を強めてください。とりわけ、第1段階・第2段階は免除してください。

【回答】介護・高齢福祉課（一部新規）

保険料の所得区分は現在 14 段階で設定しており、第 1～3 段階については公費による負担軽減措置が講じられています。

- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した世帯の保険料減免制度を、傷病を限定しない恒常的な制度としてください。
- ③介護保険料の減免制度を実施・拡充してください。
- ④介護利用料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。
- ⑤施設入所時の食費、居住費の自治体独自の補助制度を創設してください。

【回答】(②～⑤) 介護・高齢福祉課（一部新規）

介護保険料の減免については、災害や長期入院、失業などによる所得減少等の事情がある場合には、減免を行っています。また、利用料については、高額介護サービス費の支給や社会福祉法人等による利用者負担額の軽減制度があります。

★(2)介護保険サービス

- ①訪問介護「生活援助」の回数制限はしないでください。

【回答】 介護・高齢福祉課

訪問介護（生活援助中心型）の回数が多いケアプランの届出は、利用者の自立支援・重度化防止などを図ることを目的に行っており、サービスの利用制限を行うものではありません。

- ②総合事業の現行相当サービスが必要な人には継続した利用ができるようにしてください。サービス利用者の「状態像」の一方的な押しつけや、期間を区切った打ち切りはしないでください。

【回答】 介護・高齢福祉課

総合事業では、要支援者や基本チェックリストに該当する事業対象者に対して、利用者の状態に応じた適切なサービスの利用調整を行い、利用者の能力を活かした自立支援を促進します。

- ③自治体の一般財源を投入して、サービスの提供に必要な総合事業費の確保に努めてください。

【回答】 介護・高齢福祉課

定められた財源構成の中で、サービスの提供に必要な事業費の確保に努めています。

- ④多くの高齢者が参加できるように、自治体の責任で介護予防事業を充実・拡充してください。

【回答】 地域福祉課（新規）

市内の歯科医療機関で行う介護予防や地域のサロンに介護予防講師を派遣することにより、多くの高齢者が介護予防事業に参加できるよう実施しています。

(3)基盤整備

- ★①特別養護老人ホームや小規模多機能施設等、福祉系サービスを大幅に増やし、待機者を早急に解消してください。

【回答】 介護・高齢福祉課

施設整備は、春日井市高齢者総合福祉計画に基づき、行ってまいります。なお、如意申町に認知症対応型共同生活介護事業所を令和4年4月に開設予定であり、今年度も整備事業者の公募を実施して審査を進めています。

- ②特別養護老人ホームに要介護1・2の方が入所できる「特例入所」について、広報を積極的に行い、入所希望者に対して適用してください。

【回答】 介護・高齢福祉課

特別養護老人ホームは重度の要介護状態で、自宅での生活が難しいなど入所の必要性が高い入所希望者を優先的に入所していただくために、原則要介護3以上の方を対象としています。ただし、要介護1又は要介護2の人の入所については、心身状況や生活環境、地域のサービス提供体制などを総合的に判断し、適切な運用に努めています。

(4)高齢者福祉施策の充実

①サロン、認知症カフェなど高齢者のたまり場事業への助成を実施・拡充してください。

【回答】地域福祉課

住民が主体となって実施する訪問型サービス、サロン等の通所型サービスについて、立ち上げに係る費用と運営に係る費用を補助する制度を実施しています。

認知症カフェにつきましても、立ち上げに係る費用を補助する制度を実施しています。

②住宅改修、福祉用具購入、高額介護サービス費の受領委任払い制度を実施してください。

【回答】介護・高齢福祉課

平成19年10月より、住宅改修及び福祉用具購入について受領委任払い制度を開始しています。

★③中等度からの加齢性難聴者を対象とする補聴器購入助成制度を実施してください。

【回答】介護・高齢福祉課

加齢性難聴で聴覚障がい該当する場合、障害者総合支援法に基づく補装具費の支給制度において、対象となる補聴器の補助があります。

★(5)介護人材確保

①介護職員の処遇改善のための自治体独自の施策を、利用者負担を増やさない形で実施してください。

【回答】介護・高齢福祉課

介護職員の処遇改善を図るための処遇改善加算の取得を促進します。

②利用者にとって危険であり、労働者も休憩が取れず労基法違反の状態である1人夜勤を放置せず、必ず複数配置できるよう国に要望し、自治体でも財政支援を行ってください。8時間以上の長時間労働を是正してください。

【回答】介護・高齢福祉課（一部新規）

介護サービス事業者への実地指導において、長時間労働等の問題が確認された場合は、適切な勤務体制の確保及び運用をするよう指導しています。夜勤職員の複数配置に対する本市独自の財政支援は考えておりませんが、国による人員基準等の改定の動向を注視してまいります。

★(6)障害者控除の認定

①介護保険のすべての要介護認定者を障害者控除の対象としてください。

【回答】介護・高齢福祉課

「要介護認定」と「障害認定」は、その判断基準が異なるものであり、要介護認定の結果のみをもって一律に障害者の何級に相当するかを判断することは困難なものと考えられるため、春日井市障害者控除対象者認定要綱の基準により認定を行っています。

②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を自動的に個別送付してください。

【回答】介護・高齢福祉課

すべての要介護認定者ではありませんが、春日井市障害者控除対象者認定要綱の基準に該当する対象者には、毎年1月に障害者控除対象者認定書を個別送付しています。

2. 国保の改善について

★①保険料(税)の引き上げを行わず、払える保険料(税)に引き下げてください。そのために、一般会計からの法定外繰入額を増やしてください。

【回答】財政課、保険医療年金課

保険税については、制度運営のための重要な財源であり、制度の安定的な運営・制度維持のため、適切な保険税率を定めています。

★②保険料(税)の減免制度を実施・拡充してください。

【回答】保険医療年金課(新規)

減免制度については、春日井市国民健康保険税の減免に関する規則により災害、収入減少、長期療養、低所得、社会福祉的配慮などの観点から減免を実施しております。現在のところ拡充の予定はありません。

★③18歳までの子どもは、子育て支援の観点から均等割の対象とせず、当面、一般会計による減免制度を実施してください。

【回答】保険医療年金課

本市においては、国民健康保険税を納付することが困難な世帯で、所得金額等が一定の要件に該当される場合に税額が減免されます。また、来年度、国において未就学児の均等割について5割軽減を行う法律改正が予定されております。国民健康保険制度は被保険者の皆さんが納付される保険税で運営されています。世帯の所得状況は様々であり、18歳未満の子どもに対する一律の減免制度の実施は考えておりません。

★④新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した世帯の保険料減免制度を、傷病を限定しない恒常的な制度としてください。所得ゼロまたはマイナスの世帯も減免対象としてください。コロナ特例減免の適用要件について、前年収入をコロナ以前の2019年または、2020年より3割以上減少した場合としてください。

【回答】保険医療年金課(一部新規)

本市においては、既に、前年の所得金額等が一定の要件に該当し、かつ、疾病や負傷等による長期療養により所得が減少して納付が困難となった場合に、税額が減免される制度があります。また、新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少した場合の減免については国の財政支援のもと、国が示した基準に従って実施しております。

★⑤新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金の対象に事業主を加えてください。また、新型コロナウイルス感染症以外の傷病についても、傷病手当金の対象としてください。

【回答】保険医療年金課

当該制度は、傷病手当金を支給することによって被用者が休みやすい環境を整備し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止する観点から、国が緊急的・特例的に財政支援を行うことを受け実施に至ったものです。

★⑥資格証明書の発行は止めてください。保険料(税)を継続して分納している世帯には正規の保険証を交付してください。また、医療を受ける必要が生じ、短期保険証に切り替

える際には、医師の診断書など条件をつけることなく交付してください。

【回答】 保険医療年金課

資格証明書の交付は、納税相談にも応じていただけない世帯に対して実施します。現在、交付対象世帯はありません。

- ★⑦保険料(税)を払えきれない加入者の生活実態把握に努め、むやみに短期保険証の発行や差押えなどの制裁行政は行わないでください。滞納者への差押えについては法令を遵守し、滞納処分によって生活困窮に陥ることがないようにしてください。また、給与などの差押禁止額以上は差押えないでください。

【回答】 収納課

差押えについては、督促状の送付及び再三に渡る催告にもかかわらず、納税相談もされない納税意識の低い滞納者のみに対して、法令に基づき実施しています。預貯金及び給与などの差押えに際しては、差押禁止額以上の差押えは実施していません。

- ⑧一部負担金の減免制度については、活用できる基準にしてください。また、制度について行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど周知してください。

【回答】 保険医療年金課

一部負担金の減免制度については、災害や事業の休廃止、失業その他の理由により、一部負担金の支払いが困難になった方に対し実施しています。免除については、平成31年2月1日付け保発0201第6号の厚生労働省保険局長通知に合わせて基準を見直しました。免除基準を超える場合でも、生活保護基準額の1.2倍までを減額とする取り扱いを実施しています。

また、市ホームページは、令和元年7月に更新し、詳しい内容を掲載しており、納税通知書にも平成25年度より制度の案内を掲載するなど周知に努めています。

- ⑨70歳未満を含む74歳までの高額療養費の支給申請手続を簡素化し、申請は初回のみとしてください。

【回答】 保険医療年金課（一部新規）

70歳以上については昨年度より実施しています。

70歳未満については現在検討中です。

3. 税の徴収、滞納問題への対応など

税の滞納解決は、児童手当を差押えた鳥取県の処分を違法とした広島高裁判決を踏まえ差押禁止財産の差押えは行わないでください。実情をよくつかみ、相談に対応するとともに、地方税法第15条(納税緩和措置)①納税の猶予、②換価の猶予、③滞納処分の停止の適用をはじめ、分納・減免などで対応してください

【回答】 収納課

児童手当などの差押禁止財産については、差押えを行っていません。

納税が困難で、自主的に相談された方については、実情を十分に徴取した上で分納、納税の猶予及び滞納処分の停止などの納税緩和措置を用いて対応しています。

4. 生活保護について

- ★①新型コロナ禍における生活保護受給手続きについて、申請書を誰もが見えるところに置き手続きしやすくし、申請は、速やかに受理し基本的な生活を確保してください。他自治体への行政たらいまわしは行わないでください。

【回答】生活支援課

申請書は、記入方法や添付書類の説明が必要なため窓口には設置していませんが、生活保護の面接相談時に申請の意思を確認した場合には、速やかに交付し、申請を受理しています。

生活保護の実施責任が他自治体にある場合は、他自治体との調整を行ったうえで移行しています。

- ②生活保護の相談・申請にあたっては、憲法第25条および生活保護法第1条・第2条に基づいて行い、相談者・申請者を追い返すような違法な「水際作戦」を行わないでください。

【回答】生活支援課

申請権利を尊重し丁寧な面接相談に当たっています。

相談者の生活状況を的確に把握し、他法の活用等を助言するように努めていますが、申請の意思が確認された場合には、速やかに申請書を交付しています。

- ★③扶養義務者への扶養照会をしないでください。

【回答】生活支援課

扶養照会につきましては、厚生労働省の定める保護の実施要領で定められていることから、引き続き実施していく必要があると考えております。

ただし、扶養につきましては感情的な問題を生じやすいため、調査は慎重に実施すべきと考えており、申請時等においては、画一的にすべての親族に照会するものではないことも含め、申請者には丁寧な説明を行っております。

- ④住居のない人に対して、居宅保護原則を実現していくために、施設収容ではなく、居宅支援を充実させてください。また、生活保護施設などの「個室化」を実現してください。

【回答】生活支援課

申請時点で住居のない方につきましては、一時的な居所の確保として無料低額宿泊所を案内したのち、早期に居宅生活を実現するよう支援しています。

また、当市で案内している無料低額宿泊所はすべて個室であります。

- ★⑤ケースワーカーなど専門職を含む正規職員を増やし、担当者の研修を充実してください。また、「ケースワーカーの外部委託化」は行わないでください。

【回答】生活支援課・人事課

受給世帯数の推移等も踏まえながら、専門職を含め、適正な職員配置を実現できるよう努めているところです。

また、利用者に丁寧な助言指導を行えるよう、ケース検討会議（毎週）や担当者研修（随時）において、問題ケースの解決方策や情報の共有化を図っています。

なお、ケースワーカーの外部委託については、特段考えておりません。

- ★⑥エアコンを全ての生活保護世帯に設置してください。また、設置しても電気代がかかるために使用を制限してしまうことのないよう夏期手当を出してください。

【回答】生活支援課

厚生労働省の通知により、平成30年4月以降に生活保護を開始した世帯のうち、保護開始時にエアコンの持ち合わせがなく、熱中症予防が特に必要とされる者がいる場合には冷房器具設置費用を給付しています。夏期手当（電気代の助成）については、今のところ実施する予定はありません。

5. 福祉医療制度について

- ★①福祉医療制度（子ども・障害者・ひとり親家庭等・高齢者医療）を縮小せず、存続・拡充してく

ださい。

【回答】 保険医療年金課

今後の県や各市町村の動向を注視していきます。

- ★②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで実施してください。また、入院時食事療養の標準負担額も助成対象としてください。

【回答】 保険医療年金課

令和2年10月から、入院に係る医療費の助成を18歳の年度末までに拡大するとともに、学生を対象とした24歳の年度末まで実施する学生医療費助成制度を創設しました。

入院時食事療養の標準負担額について、在宅療養との公平性の観点から助成対象とすることは考えておりません。

- ★③精神障害者医療費助成の対象を、一般の病気にも広げてください。また、手帳1・2級を所持していない自立支援医療(精神通院)対象者を精神障害者医療費助成の対象としてください。

【回答】 保険医療年金課

精神障害者保健福祉手帳1級又は2級所持者の内、自立支援医療(精神通院)受給者又は精神病床に入院中である者等を対象に、入通院ともに全疾病に対する医療保険適用後の全額を助成しています。

自立支援医療(精神通院)受給者の内、精神障害者保健福祉手帳1級又は2級を所持していない方を全疾病助成対象にすることは考えておりません。

- ④後期高齢者福祉医療費給付制度の対象を拡大し、住民税非課税世帯は窓口負担を無料としてください。

【回答】 保険医療年金課(一部新規)

受給者や医療費が増え続ける状況の中、福祉医療制度を将来にわたって持続可能な制度として安定的に運営していくため、後期高齢者福祉医療費助成を住民税非課税のみを要件として給付するように対象を拡大することは考えておりません。

- ⑤妊産婦医療費助成制度を創設・拡充してください。

【回答】 保険医療年金課

現在のところ、妊産婦医療費助成制度を創設することは考えておりません。

6. 子育て支援について

(1)子どもの貧困対策計画の策定・推進

- ①「子どもの貧困化対策大綱」に基づき、「子どもの貧困対策支援計画(子ども子育て支援総合計画によるものを含む)」を策定してください。コロナ危機下での「格差と貧困」の拡大の進行の状況を踏まえ、必要な調査や見直しを行ってください。

【回答】 子ども政策課、学校教育課(一部新規)

当市では、子どもの貧困対策については「第2次新かすがいっ子未来プラン」に貧困対策について記載しています。コロナ危機下での「格差と貧困」の拡大の進行状況について国の動向を注視していきます。

また、経済状況の変化により就学が困難な世帯が生じないように、就学援助費の認定条件を必要に応じて緩和するなど柔軟な対応に努めています。

- ②ひとり親世帯等に対する自立支援計画を策定し、自立支援(教育・高等教育職業訓練)給付金事業、日常生活支援事業等を実施・拡充してください。

【回答】子ども政策課、学校教育課

本市の「第2次新かすがいっ子未来プラン」に、子どもの貧困対策について記載しています。

また、ひとり親世帯が安定した就労や生活のもとで子どもを健全に育むことや教育の機会を均等にするなど等を目的に、次の事業等を実施しています。

- ・ 高等職業訓練や教育訓練に関する給付金事業
- ・ 一時的な生活援助や子育て支援のための母子家庭等日常生活支援事業
- ・ 経済的に困窮している児童生徒のいる世帯に対する就学援助費の支給
- ・ スクールソーシャルワーカーを配置し、児童生徒や保護者と学校の間を生じる問題に的確かつ組織的に対応することで日常の学校生活を支援する「保護者と学校のかげはし事業」

※ 自立支援（教育・高等教育職業訓練）給付金については、国の基準改正により、平成31年4月から対象資格の拡充や給付期間の延長がなされています。

- ③教育・学習支援への取り組みを行うとともに、NPO やボランティアなどによる児童・生徒の「居場所づくり」や「無料塾」、「こども食堂」のとりくみを支援してください。

【回答】生活支援課、子ども政策課

次のような取り組みや支援を行っています。

- ・ 学習意欲があっても経済的な理由から教育の機会が得られない子ども及びその保護者に対し、学習支援、子どもが気軽に参加できる居場所の提供、保護者に対する教育・生活支援を行っています。
- ・ 親子の交流する場の提供やこども食堂の運営など、地域で子どもの健全育成や子育て支援に取り組む団体に対し、活動に係る経費を助成しています。令和2年度までの活動開始年度の上限10万円の助成に加え、令和3年度からは子ども・子育て支援団体がより活発に活動できるよう、団体設立後の運営費についても、上限3万円の助成をしています。
- ・ 居場所づくりに関する取り組みを行っている団体について、「子ども・若者支援機関マップ」に掲載し、周知を図っています。また、県の事業として、高校卒業認定試験合格のための無料の学習支援を、NPO 法人ワーカーズコープが市内で行っています。

(2) 就学援助制度の拡充

- ①就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯としてください。

【回答】学校教育課

準要保護者に対する就学援助費の支給につきましては、平成17年度から国の補助金が廃止されたところですが、本市といたしましては引き続き支給することとしています。また、算定に用いる生活保護基準につきましてはたびたび引き下げが行われているところ、本市では平成24年の基準額を適用し、影響が生じないようにするとともに、乗じる係数につきましても従前のおり1.2倍としております。就学援助費の受給者につきましては、平成17年度が1,045人であったところ、令和2年度には、2,746人と約2.6倍に増加してきておりますが、本市においては引き続き現行制度の維持に努めてまいりたいと考えています。

- ②年度途中でも申請できることを周知徹底し、支給内容を拡充してください。

【回答】学校教育課

年度途中でも申請できることについては、案内文書及びホームページに掲載しているところであり、引き続き周知徹底に努めます。また、支給費目については

今年度から卒業アルバム代を追加し、9費目を支給することとしました。

★(3)子どもの給食費の無償化

- ①小中学校の給食費を無償にしてください。当面、事情により支払いができない場合の「減額」や「多子世帯に対する支援」などを行ってください。

【回答】学校給食課

学校給食の経費負担については、学校給食法第11条の規定及び施行令第2条の規定により、小中学校の設置者及び給食を受ける児童生徒の保護者が負担すると定められており、それぞれが分担するものと考えています。こうしたことを踏まえ、本市においては、食材費のみを保護者が負担するとしているところで、学校給食の無料化の考えはありません。

なお、経済的理由により就学が困難とならないよう、基準所得を下回る世帯には、申請により就学援助費を支給し、負担の軽減を図っています。

- ②就学前教育・保育施設等の給食費を無償にしてください。少なくとも、国による免除対象範囲を上回る減免・補助制度を実施・拡充してください。

【回答】保育課

給食費については、国の定める基準にて適切に対応していきます。

(4)保育施策の抜本的拡充

- ★①公立施設の統廃合や民間移管をしないでください。

【回答】保育課（一部新規）

公立施設については、春日井市公共施設個別施設計画に基づき適切に維持していきます。

- ★②認可保育所の整備・増設を行ってください。認可外保育施設等の認可化をすすめてください。少なくとも、指導監督基準を下回る認可外保育施設等に対し、ただちに指導監督基準へ引上げるための具体的な施策を実施してください。

【回答】保育課（一部新規）

認可保育施設については、保護者の就労形態の多様化や女性の社会進出を受け、特に需要の高まっている低年齢児の保育需要に適切に対応できるよう、民間を活用しながら整備を行っていきます。

認可外保育施設については、県の実地指導調査や市の確認監査等を通じて適切な指導を実施していきます。

- ③企業主導型保育事業による保育施設への立入りや面談を実施するなど市町村独自で実態を把握してください。

【回答】保育課（新規）

企業主導型保育事業については、県の実地指導調査を通じて実態を把握していきます。

- ④保育士配置と保育室の面積にかかる基準を、公私間の格差なく、自治体独自に上乘せ・拡充し、ゆとりある保育を実現してください。

【回答】保育課

1歳児については、国の定める基準を上回る配置基準で保育を実施しているところであり、引き続き実施してまいります。

- ⑤職員の処遇について、公私間格差を是正してください。

【回答】保育課

公私間格差については、現在実施している補助を引き続き実施していきます。

7. 障害者・児施策について

- ★①障害者が24時間365日、地域で安心して生活できる「暮らしの場」として、入所支援施設、行動障害や重度心身障害対応のグループホーム、休日にも対応できる通所施設、短期入所施設、居宅介護、相談支援などを併設する小規模多機能施設を設置してください。

【回答】障がい福祉課

施設などの社会資源の拡充については、地域自立支援協議会で資源調査などを行い、法人等に状況提供しています。

- ②在宅の生活を送る障害者の居宅介護や重度訪問介護の支給時間は、必要とする時間を支給してください。

【回答】障がい福祉課

障害福祉サービスは、計画相談において本人や家族の利用希望を伺いながら、障害者総合支援法及び関係法令に基づき支給決定を行っています。

- ③移動支援（地域生活支援事業）を、通園・通学・通所・通勤に利用できるようにするとともに、入所施設の入所者も支給対象にしてください。

【回答】障がい福祉課

通園・通学・通所・通勤で利用する場合及び施設入所されている人については、移動支援を利用することはできません。ただし、通学・通所・通勤の経路取得等訓練のための一時的な利用については期間を限定して利用できます。

- ④居宅介護（ホームヘルプ）利用者の入院時および入院中のヘルパー利用を支援区分にかかわらず認めてください。

【回答】障がい福祉課

入院中のヘルパー派遣は、障害者総合支援法により、最重度の障がい者であって重度訪問介護を利用されている人について、病院側への適切な対応や支援を伝達する目的でのみ認められています。なお、本市では、重度ALS患者の入院時における意思疎通のため、普段から利用しているヘルパーの派遣について支援する事業を実施しています。

- ⑤障害者・児の利用料を原則無償とし、「応能負担」となるよう国に働きかけるとともに、自治体としても補助をしてください。また給食費など、福祉として必要なことも無償になるようにしてください。

【回答】障がい福祉課（新規）

各種障がい福祉サービスの利用者負担については、障害者総合支援法によって定められており、応能負担が原則です。ただし、障害児通所支援を利用される方のうち、満3歳になってから初めての4月1日から3年間は無償化されています。なお、給食費などの実費負担に関する独自の補助は予定していません。

本市では、国が定める負担上限額を障がい福祉サービスと地域生活支援サービスを合算して適用することにより、利用者の負担軽減を図っています。

- ★⑥40歳以上の特定疾患・65歳以上障害者について、一律に「介護保険利用を優先」せず、要介護認定の申請がないことを理由に障害福祉サービスを打ち切らないでください。そして、本人意向にもとづき障害福祉サービスが利用できるようにしてください。また、障害福祉サービスを利用する人が、要介護認定で非該当になった場合、障害福祉サービスの支給時間を削減しないでください。

【回答】障がい福祉課

要介護認定が非該当になった場合や、該当の場合でも介護保険サービスとの併給が可能なサービスについては、支給時間を削減することなく、引き続き障がい福祉サービスを利用できます。

- ⑦障害者が生活するグループホーム等の夜間体制は、必ず職員を複数配置にするよう基準を定め、報酬単価のさらなる改善を、国に要望し、自治体でも補助してください。

【回答】障がい福祉課

グループホームに対する補助は、土日休日などにおける必要経費の一部について交付しています。夜勤職員の複数配置に関する独自の補助は予定していません。

- ⑧安定的な経営・人材確保・支援の質が担保されるよう、障害福祉の基本報酬を、日割単価制度を廃止し、月額単価制度になるよう国に要請し、自治体でも補助してください。

【回答】障がい福祉課

報酬単価に関する国への要請及び独自の補助は予定していません。

- ⑨地域生活支援事業の報酬単価を引き上げてください。

【回答】障がい福祉課

介護給付費等の報酬単価の改正を参考にし、見直しを行っています。

8. 予防接種について

- ★①流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)ワクチン、子どもや障害者のインフルエンザワクチン、帯状疱疹ワクチン、定期接種から漏れた人に対する麻しん(はしか)の任意予防接種に助成制度を設けてください。また、おたふくかぜワクチンは2回の助成を行ってください。

【回答】健康増進課(一部新規)

流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)については、平成30年4月1日から接種費用の補助を開始いたしました。なお、2回助成についてですが、当該補助制度は、少なくとも1回分の接種費用を助成することにより接種の勧奨をするという趣旨のものであり、財源的な問題もあることから、現時点では考えておりません。

子どもや障がい者のインフルエンザワクチン、帯状疱疹ワクチン、定期接種から漏れた人に対する麻しん(はしか)の任意予防接種については、緊急な対応を要する状況ではないことから、助成制度を設ける予定はありません。

- ②高齢者用肺炎球菌ワクチン(定期接種)の一部負担を引き下げてください。市町村が実施する任意予防接種事業を再開・継続してください。また2回目の接種を任意予防接種事業の対象としてください。

【回答】健康増進課

定期接種の一部負担に関して、変更する予定はありません。なお、任意予防接種補助事業については、平成26年度まで75歳以上であった対象年齢を、平成27年度からは、定期予防接種と同じ65歳まで拡充し、継続して実施しています。

また、2回目の接種については、厚生労働省で所管する予防接種基本方針部会において、再接種の臨床的な有効性のエビデンス等が明確になっていないことから、引き続き検討を行う必要があるとの見解が出されており、国の動向を注視しながら、必要に応じて検討を進めてまいります。

9. 健診・検診について

- ★①産婦健診の助成対象回数を2回に拡充してください。

【回答】子ども政策課

令和2年度より2回に拡充しています。

②妊産婦歯科健診への助成を妊婦・産婦共に実施してください。

【回答】健康増進課

体調に合わせて受診してもらえよう、妊婦又は産婦のどちらかで1回受診できるようにしています。回数については、現在のところ拡充の予定はありません。

③保健所や保健センターの保健師等スタッフを増員してください。歯科衛生士を常勤で複数配置してください。

【回答】健康増進課、子ども政策課

総合保健医療センター及び保健センターでは、保健師を始め40名の職員で運営しており、人数に関しては十分と判断しております。常勤の歯科衛生士については、健康増進課に2名、子ども政策課に1名配置しています。

【2】国および愛知県に以下の趣旨の意見書を提出してください。

1. 国に対する意見書

①75歳以上の医療費患者負担2割引き上げをはじめ、これ以上の患者窓口負担増の計画を中止してください。

【回答】保険医療年金課

今後の国の動向を注視していくこととし、現在のところ要望は考えていません。

②国民健康保険の国庫負担を抜本的に引き上げ、払える保険料(税)にするために、十分な保険者支援を行ってください。病気や出産のときに安心して休めるよう傷病手当、出産手当を創設してください。

【回答】保険医療年金課

国庫負担の拡大については制度改革に伴い拡大されています。傷病手当、出産手当については、今後の国の動向を注視していくこととし、現在のところ要望は考えていません。

③マクロ経済スライドを廃止してください。また、年金支給開始年齢を引き上げないでください。全額国庫負担による最低保障年金制度を早急に実現してください。年金は毎月支給にしてください。

【回答】保険医療年金課

全国市長会は6月30日、全国市長会議にて決定した提言をすべての国会議員と関係府省等に提出しました。国民年金に関しては、持続可能で安心できる年金制度を構築すること等を提言しています。

④介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。さらなる軽度者外しはやめてください。介護労働者の安定雇用のために処遇を改善してください。夜勤は「複数体制」を基本に人員配置基準を見直し、財政支援を強めてください。

【回答】介護・高齢福祉課

介護保険制度では、国の負担割合は法律で定められていますが、全国市長会として国に提言済みです。軽度者の方であっても、ケアマネジメントの結果によっては、これまでと同様のサービスが受けられることとなっています。

介護人材確保のためにも、介護職員全体の賃金水準の底上げを行うよう、全国市長会として国に提言しています。

⑤18歳年度末までの医療費無料制度を創設してください。

【回答】保険医療年金課

今後の国の動向を注視していくこととし、現在のところ要望する考えはありません。

せん。

- ⑥障害者・児が24時間365日、地域で安心して生活できる「くらしの場」が選択できるよう、グループホームや入所機能を備えた地域生活拠点を国の責任で整備してください。福祉人材の人手不足を解消するために報酬単価を大幅に引き上げてください。特にグループホームの一人夜勤が解消できる基準にしてください。

【回答】障がい福祉課

この内容について、国及び県への要望等は考えていません。

- ⑦新型コロナウイルス感染症にかかわる医療・介護・福祉・保育等への支援を強化してください。

【回答】健康増進課

今後、市内の自宅療養者に対し家庭内感染拡大防止を目的として、薬、物品等の配送などに合わせたビニール手袋・廃棄物用ビニール袋、消毒液等の提供支援を、市薬剤師会に委託するなどして実施する予定です。

2. 愛知県に対する意見書

(1)福祉医療制度について

- ①子どもの医療費助成制度を18歳年度末まで実施してください。

【回答】保険医療年金課

今後の県の動向を注視していくこととし、現在のところ要望する考えはありません。

- ②精神障害者医療費助成の対象を、一般の病気にも広げてください。また、手帳1・2級を所持しない自立支援医療(精神通院)対象者を精神障害者医療費助成の対象としてください。

【回答】保険医療年金課

自立支援医療(精神通院)受給者の内、精神障害者保健福祉手帳1級又は2級の人の通院医療に対する県の助成範囲の対象を、全疾病となるよう要望していきます。

なお、精神障害者保健福祉手帳1級又は2級を所持していない方を全疾病助成対象にすることについて要望する考えはありません。

- ③後期高齢者福祉医療費給付制度の対象を拡大してください。

【回答】保険医療年金課

今後の県の動向を注視していくこととし、現在のところ要望する考えはありません。

(2)国民健康保険への愛知県独自の支援を行ってください。

【回答】保険医療年金課

今後の県の動向を注視していくこととし、現在のところ要望する考えはありません。

(3)新型コロナウイルス感染症拡大に伴う支援について

- ①新型コロナウイルス感染症患者を受け入れているか否かを問わず、全ての医療機関に減収補填策を講じ、国に要望してください。患者・利用者の負担なく診療報酬の大幅な引き上げを国に要望してください。職員に対して、定期的なPCR検査を公費負担で実施してください。医師・看護師等の確保、危険手当等を支援してください。

【回答】健康増進課

医療機関への減収補填策や診療報酬の大幅な引き上げの国への要望に関しては、

莫大な国の財源引いては国民の税金を費消するものであることから、様々な意見があり必ずしも賛同の意見ばかりではないことから、国への要望等は考えておりません。

また、公費負担での職員へのPCR検査及び医師・看護師等の確保等の支援に関しては、現状市としての財源が無いため実施できませんが、今後、感染状況の拡大等社会情勢の変化により、市としてなんらかの対応を取るという判断がなされる可能性はあるかもしれません。

- ②すべての介護事業所や社会福祉施設が、事業を継続し雇用を確保するために減収分を補填してください。感染予防等に係る費用の増大分への補助金が利用しやすいよう支援してください。

【回答】

(地域福祉課)

介護施設等における新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、簡易陰圧装置の整備に係る必要な経費の補助(令和3年度補正予算 9月議会)を市内事業所4施設にて実施する予定です。

(介護・高齢福祉課)

この内容について、県への要望等は考えていません。

(障がい福祉課)

この内容について、県への要望等は考えていません。

(生活支援課)

該当の施設を所管していません。

(子ども政策課)

国・県の補助金を活用し、放課後児童クラブや地域子育て支援拠点施設が感染予防等のために購入する物品等に対し支援を行っていきます。

(保育課)

国や県の交付金・補助金制度を活用し、新型コロナウイルス感染症の感染予防に係る費用について支援していきます。

- ③地域医療構想に基づいた安易な病床削減は行わず、地域に必要な病床数を確保してください。感染症病床を増床し確保してください。

【回答】健康増進課

感染症病床を含む病床数の充実は、増床の費用や人員の確保といった点などから地域の医療機関に多大な負担が生じる問題であり、大きくは医療機関の経営判断に委ねられる問題であることから、県に意見しても容易な実現は難しいものと考えられ、したがって県への要望等は考えておりません。